

# 審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項、第6項（申請による取消し）、道路交通法施行令第39条の2の4（運転経歴証明書の交付）
審 査 基 準：  （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申出の当日中（警察署等において申出が行われた場合にあっては、各都道府県警察の実情に応じた期間）
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：